

令和6年度 第2回徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和6年8月2日（金） 午後1時30分～午後2時30分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南 委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 徳島県最低賃金額改正について、審議が行われた。

各委員の主張は下記のとおりである。

○労働者代表委員

最低賃金が低いと他県に人材が流出するので、隣県の最低賃金は意識しなければならないと考える。徳島県において車を持っていなくても掛かる生計費を踏まえて算出されたLW(リビングウエイジ)を踏まえた額を提示したい。

価格転嫁率についても、企業側の努力も必要なのではないか。

使側の業務改善助成金など助成金の活用・周知状況についても聞いてみたい。

今までの目安ありきではなく、徳島の立ち位置からみた審議をしていきたい。

○使用者代表委員

罰則付きで強制適用、セーフティネットである最低賃金と通常の賃金は全く異なる。その上で、徳島は赤字法人が16年連続で全国ワースト1位である。民間調査では四国の価格転嫁率は39.6%しかなく、昨年からも7%くらい後退している。特に労務費の価格転嫁を全く認めたくないという声も聞かれる。四国財務局の法人企業統計調査では、1月から3月までの労働分配率は70%と高い。また、秋以降、社会保険の加入要件の緩和が企業に与える影響もある。急激な最低賃金の上昇は、税、社会保険の対応があるため、働き手の減少(解雇)が憂慮される。近年、最低賃金がかなり上がっているため、障害者法定雇用率が未達成の場合、一人当たり月5万円徴収されるが、最賃が上がれば納付金を払うことを選ぶ企業が出ることも考えられる。日銀の追加利上げによる金利負担の影響も考慮

する必要がある。企業からは、急激な最低賃金の引上げに懸念の声がある。

これまでもデータに基づいた議論をしていくことを主張しており、改定状況調査結果の「第4表」を踏まえた額を提示したい。

価格転嫁は難しい。企業に賃金引上げを要求するのであれば、政府はしっかり価格転嫁の対策を講じてほしい。また、助成金の申請に人手が取られてしまって、申請するのが嫌になってくる状況もあるようだ。

今後は、「第4表」だけでなく、様々な視点から議論していきたい。

(2) 徳島県最低賃金額改正について、引き続き審議していくこととされた。

4 次回開催

8月9日（金）午後3時から第3回地賃専門部会を開催することとされた。（徳島地方合同庁舎6階会議室）